



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASB は、[2023年1月24日から26日](#)に会議を行った。

関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

目次

リサーチ及び基準設定

- [持分法（アジェンダ・ペーパー13）](#)
- [企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）](#)
- [基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）](#)
- [開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）](#)
- [サプライヤー・ファイナンス契約：経過措置、発効日及びデュー・プロセス（アジェンダ・ペーパー12A）](#)
- [IFRIC Update 2022年11月（アジェンダ・ペーパー12B）](#)

タクソミ

- [IFRS 会計タクソミ・アップデート — IFRS 第16号及びIAS第1号の修正（アジェンダ・ペーパー25）](#)

リサーチ及び基準設定

持分法（アジェンダ・ペーパー13）

IASB は 2023 年 1 月 24 日に会合し、持分法プロジェクトに関する適用上の疑問点への回答の 4 つの代替案について引き続き議論した。その疑問点とは、「投資者は、関連会社への子会社の売却から生じる利得及び損失を、IFRS 第 10 号『連結財務諸表』及び IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』の要求事項を適用して、どのように認識すべきか」というものである。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB はスタッフに、アジェンダ・ペーパーで議論した適用上の疑問点への回答の代替案のうち 2 つを引き続き検討し、検討のための意思決定資料を作成するよう依頼した。

企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）

IASB は 2023 年 1 月 24 日に会合し、「企業結合 — 開示、のれん及び減損」に関するプロジェクトについて議論した。特に、IASB は次のことについて議論した。

- 開示要求の免除
- 企業結合から期待されるシナジーに関連した開示

開示要求の免除（アジェンダ・ペーパー18A）

IASB は [2022年9月](#)に、特定の状況で企業結合に関する一部の情報の開示の免除を提案することを暫定的に決定した。

2023年1月の会議で、IASB は、この提案された免除を使用する際に企業が適用すべき原則を提案することを暫定的に決定した。当該原則を適用する企業は、特定の情報項目を開示することが企業結合に関しての企業の目的のいずれかを著しく損なうと予想し得る場合に、当該情報項目の開示の免除を使用することが認められることとなる。

12名のIASBメンバーの全員がこの決定に賛成した。

企業がこの免除を適用するのに役立つため、IASB は適用指針を提案することを暫定的に決定した。この適用指針は、企業に次のことを要求するものとなる。

- 免除が適用されるかどうかを決定するにあたり、当該情報を開示することの影響及び当該情報の入手可能性を含む諸要因を考慮する。
- 開示要求の目的を依然として満たしながら懸念を解消するために十分に集約されたレベルで情報を開示することが可能であるかどうかを検討する。
- 企業が免除を適用した各情報項目について、免除を適用した旨及び当該情報項目に免除を適用した理由を開示する。
- 各報告期間において、ある情報項目への免除の適用が依然として適切であるかどうかを見直す。免除を適用することが適切ではなくなっている場合には、企業は過去に免除された情報項目を開示することを要求される。企業は、免除がなければ企業結合の事後の業績に関する情報の開示を要求されるはずの期間にわたり、その見直しを実施することを要求される。

12名のIASBメンバーのうち11名がこの決定に賛成した。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- その後の期間における企業結合の実際の業績が、当該企業結合についての企業の目標を満たしたかどうかについての定性的な記述を開示することを企業に要求する。
- その定性的な記述に、今回の会議で合意した免除を企業が適用することを認める。

12名のIASBメンバーのうち9名がこの決定に賛成した。

期待されるシナジー（アジェンダ・ペーパー18B）

IASB は、2022年9月に、企業結合が行われた報告期間において企業結合から期待されるシナジーに関する定量的情報を企業が開示するという要求をIFRS第3号「企業結合」に追加する提案をすることを暫定的に決定した。

2023年1月の会議で、IASB は企業に次の要求をすることを暫定的に決定した。

- 期待されるシナジーに関する定量的情報をカテゴリー別に開示する（例えば、収益シナジーの合計額、コストシナジーの合計額及び他の種類のシナジーのそれぞれについての合計額）。
- カテゴリー別の合計額の開示が免除の要件を満たすケースについて、全カテゴリーについての合計額としての開示が、カテゴリー別の合計額に免除を適用する理由を解消し得るかどうかを検討し、解消し得る場合には、全カテゴリーの合計額を開示する。

- c. 期待されるシナジーの各カテゴリーを明示することによってシナジーを記述する。
- d. シナジーから期待される便益が、いつ開始すると見込まれるのか及びどれだけの期間にわたり続くのかを開示する。この開示は、シナジーが有限と見込まれるのか期限不確定と見込まれるのかを識別することを企業に要求することとなる。

12名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASBは次のことを含む事項に関して暫定的な決定を行う。

- a. 企業結合についての開示要求のパッケージの他の側面の明確化
- b. IAS第36号「資産の減損」における減損テストの適用の簡素化
- c. のれんを含んでいる資金生成単位の減損テストの有効性の改善

IASBは、本プロジェクトのすべての側面についての暫定的な決定を行った時点で、全体としてのパッケージがプロジェクト目的に合致するかどうか及び提案を示した公開草案を公表すべきかどうかを検討する。

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

IASBは2023年1月25日と26日に会合し、的を絞ったアウトリーチからのフィードバック及び今後のステップについて議論した（アジェンダ・ペーパー21A）。また、IASBは公開草案「全般的な表示及び開示」における以下に関する提案についても再審議した。

- 分解に関する全般的な要求事項（アジェンダ・ペーパー21B-21D）
- その他の包括利益（アジェンダ・ペーパー21E）
- キャッシュ・フロー計算書—受取利息及び特定の主要な事業活動を有する企業のための分類（アジェンダ・ペーパー21F）

的を絞ったフィードバック及び今後のステップ（アジェンダ・ペーパー21A）

IASBは、公開草案「全般的な表示及び開示」の再審議の間の暫定的な決定に関しての最近の的を絞ったアウトリーチからのフィードバックについて議論した。

フィードバックの結果として、IASBは再審議の計画に4つのトピックを追加することを決定した。

- a. 持分法で会計処理する関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用の分類に関する決定を再確認すべきかどうか
- b. オフバランス項目から生じる収益及び費用の分類について適用指針を開発すべきかどうか
- c. サブリースが主要な事業活動である場合に、リース負債に係る金利費用を営業利益に含めることについてのガイダンスを開発すべきかどうか
- d. 経営者業績指標の定義において提案している反証可能な推定について追加の適用指針を開発すべきかどうか

12名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

全般的な分解の要求事項—具体的な表示及び開示の要求事項との関係（アジェンダ・ペーパー21B）

IASBは、プロジェクトに関する将来の決定に対して一貫したアプローチを適用するのに役立つために、具体的な要求事項と全般的な要求事項の使用のバランスをどのように取るのかについて議論した。

IASBは何も決定を求められなかった。

重要性がある情報を分解するという全般的な要求—具体的な開示要求に関する IASB の暫定的な決定の影響（アジェンダ・ペーパー21C）

IASB は、重要性がある情報を分解するという全般的な要求に対する免除を追加することを暫定的に決定した。この免除は、純損益計算書において機能別の科目に含めた営業費用の性質に関する情報に適用される。営業費用に関しての IFRS 会計基準の具体的な開示要求は依然として適用される。IASB は今後のペーパーにおいて、免除を拡張して、こうした要求されている具体的な性質別の費用をそれらが含まれている機能別の科目に分解することを対象とするようにすべきかどうかを検討する。

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

IASB は、この免除にコストの閾値を含めないことも暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

全般的な分解の要求事項—追加の論点（アジェンダ・ペーパー21D）

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業に次のように要求することを明確化する。
 - i. 分解した金額を、財務諸表利用者に誤解を与えない明瞭かつ理解可能な方法で記述する。
 - ii. 使用した用語の意味及び分解に適用した方法に関して透明性を図る。
12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。
- b. 企業が財務業績の計算書及び財政状態計算書において表示する科目は、IFRS 会計基準に従って認識され測定されるという要求を追加する。12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- c. 企業が財務諸表注記において収益及び費用を IFRS 会計基準に従って認識又は測定がされていない内訳に分解することを禁止しない。12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。
- d. 「その他」の名称に関しての公開草案の提案を拡張して、この名称は情報量のより多い名称を見出せない場合にのみ使用することを企業に要求するようにする。企業が情報量のより多い名称を見出せない場合、
 - i. さまざまな重要性がある項目の集約について、IASB は、「その他」の金額の項目の種類に関してできるだけ正確な名称（例えば、「その他の営業費用」や「その他の財務費用」）を使用することを企業に要求する。
 - ii. さまざまな重要性がない項目の集約について、IASB は、集約した金額が何を含んでいるのかを財務諸表利用者が疑問に思う可能性があるほど十分に大きいかどうかを検討することを企業に要求する。十分に大きい場合には、当該金額に関する追加の情報は重要性があり、したがって企業によって提供されることとなる。12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- e. (d)(ii)に記述している金額に関しての重要性がある情報の例として、次のものを含める。
 - i. 重要性がある項目が当該金額に含まれていない旨の説明。12 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。
 - ii. 当該金額がいくつかの関連のない重要性がない項目で構成されている旨の説明（最も大きい項目の性質及び金額を明示）。12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

その他の包括利益（アジェンダ・ペーパー21E）

IASB は、その他の包括利益の 2 つの区分の名称を次のように改めるという提案を撤回することを暫定的に決定した。

- a. 永久に純損益の外で報告される再測定
- b. 将来において特定の条件が満たされた時に純損益に含まれることとなる収益及び費用

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

キャッシュ・フロー計算書—受取利息及び特定の主要な事業活動を有する企業のための分類（アジェンダ・ペーパー21F）

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 特定の主要な事業活動を有していない企業には、キャッシュ・フロー計算書において受取利息を「投資活動から生じたキャッシュ・フロー」に分類することを要求するという公開草案の提案を確認する。
- b. 特定の主要な事業活動を有する企業には、いくつかのキャッシュ・フローをキャッシュ・フロー計算書の単一の区分（すなわち、営業活動、投資活動又は財務活動のいずれかから生じたキャッシュ・フロー）に分類することを要求するという公開草案の提案を確認する。これらのキャッシュ・フローは次のものである。
 - i. 受取配当（持分法で会計処理する関連会社及び共同支配企業から受け取った配当を除く）
 - ii. 支払利息
 - iii. 受取利息

12名のIASBメンバーのうち7名がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は本プロジェクトの提案を引き続き再審議する。

開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）

IASB は 2023 年 1 月 24 日に会合し、新しい IFRS 会計基準書（新基準書）を開発するための公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」における提案について引き続き再審議した。

経過的事項—IFRS 第 1 号と新基準書との相互関係（アジェンダ・ペーパー31A）

IASB は、次のものを新基準書に含める提案を進めることを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」についての削減した開示要求
- b. IFRS 第 1 号と新基準書との関係の説明（公開草案の第 12 項から第 14 項に示している）

12名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

経過的事項—会計方針の変更（アジェンダ・ペーパー31B）

IASB は、新基準書において、適格な子会社のうち、(i) 新基準書を適用することを選択するもの、(ii) 新基準書を適用する選択を取り消すもの、又は(iii) 新基準書を適用する要件を満たさなくなったものは、次のようにする旨を明確化することを暫定的に決定した。

- a. 会計方針の変更に関しての IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項を適用しない。
- b. 表示する最も古い期間の期首現在の第 3 の財政状態計算書（すなわち、第 2 の比較財政状態計算書）を表示することを要求されない。

12名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

新基準書の維持管理（アジェンダ・ペーパー31C）

IASB は、新規の会計基準書又は修正会計基準書の公開草案を公表すると同時に、新基準書の修正を検討するという提案を確認した。

12名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は公開草案に対するフィードバックについて引き続き議論する。

維持管理及び一貫した適用

維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）

IASB は、2023 年 1 月 25 日に会合し、サプライヤー・ファイナンス契約に関するプロジェクトについて議論するとともに、IFRS 解釈指針委員会（委員会）の 2022 年 11 月の会議に関するアップデートを受けた。

サプライヤー・ファイナンス契約：経過措置、発効日及びデュー・プロセス（アジェンダ・ペーパー12A）

IASB は、企業のサプライヤー・ファイナンス契約に関する開示要求を追加することとなる IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正案の発効日及び経過措置について議論した。

IASB は、この修正の発効日及び経過措置に関する決定を延期した。IASB はこのトピックに対するフィードバックについての追加的な分析を検討した後に当該決定を行う。

次のステップ

IASB は、このトピックについて次回の会議で議論する予定である。

IFRIC Update 2022 年 11 月（アジェンダ・ペーパー12B）

IASB は委員会の 2022 年 11 月の会議に関するアップデートを受けた。この開示の詳細は [IFRIC Update 2022 年 11 月](#)において公表された（[日本語訳](#)）。

IASB は何も決定を求められなかった。

タクソノミ

IFRS 会計タクソノミ・アップデート – IFRS 第 16 号及び IAS 第 1 号の修正（アジェンダ・ペーパー25）

IASB は、2023 年 1 月 25 日に会合し、次のことを検討した。

- 以下についての IFRS タクソノミ・アップデート案に対するフィードバック
 - 「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」（IFRS 第 16 号「リース」を修正した）
 - 「特約条項付の非流動負債」（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」を修正した）
- IFRS タクソノミ・アップデートを最終確定するための次のステップ

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は、書面投票のプロセスを開始し、「IFRS 会計タクソノミ 2022—アップデート 2『セール・アンド・リースバックにおけるリース負債』及び『特約条項付の非流動負債』」を 2023 年第 1 四半期に公表する予定である。